

平成17年4月1日より

# 産業廃棄物収集運搬車の表示・ 書面備え付けが必要になります

平成16年9月29日、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」が改正され、平成17年4月1日以降、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが下記のとおり義務化されました。

記

## 1 収集又は運搬の用に供する車両の表示（裏面表示例参照）

（排出事業者が自ら産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合）

### （1）表示内容

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・事業者の氏名又は名称

### （2）表示場所・字の大きさなど

- ・車体の両側面に識別しやすい色の文字で鮮明に表示  
（荷台や牽引される車両への表示も可）
- ・日本工業規格140ポイント以上（氏名・名称は90ポイント以上）
- ・表示方法は特に限定がないので、車体にペンキなどで直接記載する、必要事項を記載したマグネットシートを貼付するその他適当な方法によることとし、雨風の影響で不鮮明になったり、走行中の落下などがないようにすること。

## 2 収集運搬中に備え付ける書面（処理業者に委託しないで、排出事業者が自ら運搬する場合）

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う際には、法令に基づき、17年4月1日以降、当該運搬車に次の内容を記載した書面を備え付けることが必要になりました。しかし、千葉県においては、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」(ホームページ内で参照できます)に基づき、平成14年10月以降、排出事業者が自ら運搬する場合に『廃棄物処理票』の作成・携行・保存が義務付けられており、廃棄物処理票を作成することで、今回の法令改正に伴う書面の備え付け義務を果たすこととなりますので、引き続き、廃棄物処理票の作成をお願いします。

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・積載日
- ・積載する事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

お問合せ先

千葉県環境生活部産業廃棄物課 許可指導室・企画指導室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2647・2654・2656

## 収集運搬車の表示例

\* 車両の両側面に表示が必要です

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨  
・ 識別しやすい色の文字で鮮明に  
・ 140ポイント（約5cm）以上の文字で

# 産業廃棄物収集運搬車

(有)

商店

事業者の氏名又は名称  
・ 識別しやすい色の文字で鮮明に  
・ 90ポイント（約3cm）以上の文字で